

報告 3

専決報告について

下記のとおり特定団体事業の事業部会の設置を専決したので、報告します。

○ あいち自治体クラウド事業部会設置要綱

平成 24 年 2 月 22 日

あいち電子自治体推進協議会会長制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）会則第 6 条第 4 項の規定に基づき、あいち自治体クラウド事業部会（以下「事業部会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 事業部会は、各号に掲げる事項を行う。

- (1) あいち自治体クラウド推進構想に基づくクラウド支援事業に関する事項
- (2) 部会事業計画及び部会収支予算の作成に関する事項
- (3) 部会事業報告及び部会収支決算の作成に関する事項
- (4) その他事業部会の運営に関する重要な事項

(組織)

第 3 条 事業部会は、事業への参加を表明した別表に掲げる協議会の会員の情報担当課長又は事業担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

2 部会長は、事業部会の中から会長がこれを選任する。

(事業部会の開催)

第 4 条 事業部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第 5 条 事業部会の庶務は、協議会事務局（愛知県地域振興部情報企画課）において処理する。

(補足)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、事業部会の運営に関し必要な事項は、事業部会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 22 日から施行する。

(平成 24 年 2 月 22 日 現在)

別 表

(協議会会員)

・愛知県

・ 市

豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市
豊川市	津島市	碧南市	刈谷市	安城市	西尾市
蒲郡市	犬山市	常滑市	江南市	小牧市	稻沢市
新城市	東海市	大府市	知多市	知立市	高浜市
岩倉市	豊明市	日進市	田原市	愛西市	清須市
北名古屋市	弥富市	あま市	長久手市		

・町村

東郷町	豊山町	大口町	扶桑町	大治町	蟹江町
飛島村	阿久比町	東浦町	美浜町	南知多町	武豊町
幸田町	設楽町	東栄町	豊根村		